

杭の施工管理に関する特記仕様書

1. 杭工事に関する施工管理基準

本工事は「杭工事に関する施工管理基準」のうち、以下の項目を適用するものとする。

1. 対象工事
2. 施工前における留意点
3. 杭工事の立会い
4. 施工における留意点
5. 報告における留意点

2. 施工記録

杭の施工記録に関する工事写真の撮影に関して、愛媛県写真管理基準(案)(平成22年8月)による他、次表に示す項目について工事写真による管理を行うこととし、これらの施工記録写真には、受注者の監理(主任)技術者又は現場代理人が入った写真及び電流計等の画面の数値が読み取れる写真を原則とする。

工種	写真管理項目	撮影項目	撮影頻度
既成杭工 (既成コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	杭の打ち止め管理	電流計等の画面表示または記録紙の 写真	全数量 (掘削完了時)
	根固め液、杭周固定液の配合	杭毎の使用セメント量及び水量がわかる写真	全数量 (配合時)
	根固め液、杭周固定液の注入量	【流量計が設置されている場合】 流量計の画面表示または記録紙の 写真	全数量 (先端処理完了時)
		【流量計が設置されていない場合】 セメント空袋又はサイロの中の写真	全数量 (先端処理完了時、 ただしサイロを使用する場合は杭工事完了時)
現場打杭工	杭の打ち止め管理	検尺(掘削深さ)、孔壁測定(エコー)の 表示画面または記録紙等の写真	全数量 (掘削完了時)

3. 三者会議

三者会議を開催すること。三者会議は「三者会議に関する特記仕様書」によるものとする。